

由布市告示第57号

平成19年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成19年6月4日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成19年6月11日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
淵野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
丹生 文雄君	三重野精二君
生野 征平君	山村 博司君
久保 博義君	後藤 憲次君

応招しなかった議員

なし

平成19年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成19年6月11日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成19年6月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第3号 平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ~~日程第9 報告第4号 平成18年度由布市一般会計継続費繰越計算書について 欠番~~
- 日程第10 報告第5号 平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第18 議案第50号 由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第51号 由布市営駐車場条例の制定について
- 日程第20 議案第52号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について

- 日程第21 議案第53号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第55号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第56号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第57号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第26 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第59号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第28 議案第60号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第29 議案第61号 大分県交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第30 議案第62号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第31 議案第63号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第3号 平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ~~日程第9 報告第4号 平成18年度由布市一般会計継続費繰越計算書について 欠番~~
- 日程第10 報告第5号 平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」

- 日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第18 議案第50号 由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について
- 日程第19 議案第51号 由布市営駐車場条例の制定について
- 日程第20 議案第52号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第21 議案第53号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第55号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第56号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第57号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第26 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第59号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第28 議案第60号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第29 議案第61号 大分県交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第30 議案第62号 平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第63号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（26名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君  | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |

17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	首藤 奉文君	副市長 .....	森光 秀行君
教育長 .....	二宮 政人君	総務部長 .....	小野 明生君
総務課長 .....	秋吉 洋一君	防災危機管理室長 .....	佐藤 和明君
総合政策課長 .....	二宮 正男君	財政課長 .....	米野 啓治君
税務課長 .....	野中 正則君	人権・同和対策課長 .....	加藤 康男君
会計管理者 .....	大久保富隆君	産業建設部長 .....	篠田 安則君
契約管理課長 .....	長谷川澄男君	農政課長 .....	野上 安一君
建設課長 .....	荻 孝良君	水道課長 .....	目野 直文君
健康福祉事務所長 .....	今井 干城君	福祉対策課長 .....	立川 照夫君
健康増進課長 .....	太田 光一君	保険課長 .....	飯倉 敏雄君
健康温泉館長 .....	佐藤 和利君	環境商工観光部長 .....	佐藤 純史君
環境課長 .....	平野 直人君	商工観光課長 .....	吉野 宗男君
挾間振興局長 .....	後藤 巧君	庄内振興局長 .....	大久保眞一君
湯布院振興局長 .....	佐藤 純一君	教育次長 .....	後藤 哲三君
学校教育課長 .....	高田 英二君	生涯学習課長 .....	甲斐 裕一君
湯布院公民館長 .....	佐藤 省一君	消防長 .....	二宮 幸人君
代表監査委員 .....	宮崎 亮一君		

午前10時00分開会

議長（後藤 憲次君） おはようございます。本日、ここに平成19年第2回由布市市議会定例会を招集されましたところ、議員各位には公私とも何かと御多忙中、また農繁期でお疲れのところ御出席を賜り、ありがとうございます。

まず冒頭、私から私のことですが、病氣療養のために2月の臨時会、そして3月の定例会に出席できず、議長としての職務を果たすことができず、議員並びに執行部の皆様に多大な御迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。おかげをもちまして、ようやく病氣も全快をし、職務に復帰することができ、毎日元気に議長としての職務に専念しているところでございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので平成19年度も2カ月が経過をいたしました。市長の施政方針に基づいた施策の推進に向け、市長、職員一丸となって日夜御奮闘いただいていることに、議会を代表して厚くお礼を申し上げます。

由布市も合併2年目を向かえ、行財政改革とともにいよいよ由布市の将来像をどうするのか、どんな町をつくるのかという具体的方針を示す大切な時期に来ていると感じています。今こそ市民、行政、そして議会がそれぞれの立場で、また役割を大切にしながら、市全体の議論の中で市民のための由布市の将来像をつくっていかうではありませんか。本日からの議会の中で、このことについての十分な議論がされますように希望いたします。

今議会にも多くの重要な議案が提案されていますが、執行部の皆さんには真摯で親切丁寧な答弁を、そして議員各位におかれましては、綿密周到な御審議により、適切な結論に到達いたしますよう切望する次第であります。

また、市長を初め執行部の皆さんには、各常任委員会等における審議や現地調査に対し、格段の御配慮と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

それでは、開会に先立ち、本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成19年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、このちょうど今の季節は、国道210号線を走りますと、市内各地におきまして農家の方々が田植え等の準備に奔走をしている姿をよく拝見させていただいております。湯布院の方では、既に田植えも終了をいたしましたようであります。しかしながら、ことしは雨量が少ないため、水不足で思うように作業が進まないとの話も承っているところでございます。一日も早く水不足が解消し、市内全域で無事に田植えが終えることを願っているところでございます。

さて、本日平成19年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変お忙しい

中、議員皆さん全員の御出席をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。

本議会では、平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出など報告4件、それから人権擁護委員の推薦に関する諮問3件と、由布市税条例の一部を改正する条例など、専決処分の承認4件及び由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例を初めとする議案14件など、数多くの議案を上程をいたしております。

いずれも重要な案件でございますので、慎重なる御審議をお願い申し上げ、そしてまた御協賛いただくようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第2回由布市市議会定例会を開会します。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長並びに代表監査委員の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

前回の定例会において最終日、本会議の委員長報告に対する答弁について、文教委員長より報告の申し出がありますので、報告を求めます。溝口文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） さきの3月に行われました第1回定例会において給食センター建設策定委員会の委員委嘱に関する立川議員の質疑についてお答えいたします。

当初、地方自治法の規定により、市長の所管であるとの認識で、市長名による委嘱状が交付されましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の所管事項であることが明らかになりましたので、3月議会終了後、新たに教育長により昨6月4日、10名の委員が委嘱されたところであります。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 本日市長から定例会に上程予定の議案のうち、報告第4号平成18年度由布市一般会計継続費繰越計算書についての1件について、撤回の申し出がありました。議長としてこの1件の議案の撤回を許可しましたので、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

なお、議事日程の中で先ほど撤回を許可しました日程第9、報告第4号平成18年度由布市一般会計継続費繰越計算書についての1件は、本日の議事日程から削除し、当該日程番号を欠番といたします。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名について

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により 2 1 番、丹生文雄君、2 2 番、三重野精二君の 2 名を指名いたします。

### 日程第 2 . 会期の決定について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 2 2 日までの 1 2 日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から 6 月 2 2 日までの 1 2 日間と決定をいたしました。

### 日程第 3 . 諸報告

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 3、諸報告を行います。

まず、議長より報告をいたします。

定例会後の日程であります。4 月 1 0 日、挟間中学校にて平成 1 9 年度入学式が挙行され、出席をいたしました。同日、湯布院コミュニティーセンターにて平成 1 9 年度由布市湯布院防衛協会総会が開催され、出席をいたしました。

4 月 1 1 日、挟間町谷小学校にて平成 1 9 年度入学式が挙行され、出席をいたしました。

4 月 1 2 日、挟間町谷幼稚園にて平成 1 9 年度入園式が挙行され、出席をいたしました。

4 月 1 9 日、挟間庁舎にて議会運営委員会が開催され、同席をいたしました。

4 月 2 0 日、庄内町にて平成 1 8 年度由布市肉用牛育種改良組合総会が開催され、出席をいたしました。

4 月 2 1 日、湯布院駐屯地にて湯布院駐屯地創立 5 0 ・ 5 1 周年記念式典が挙行され、議員各位とともに出席をいたしました。

4 月 2 2 日、湯布院町にて由布院温泉まつり献湯祭が挙行され、議員各位とともに出席をいたしました。

4 月 2 4 日、湯布院公民館にて平成 1 9 年度第 4 5 期ゆふ大学入学式が挙行され、出席をいたしました。

同じく 4 月 2 4 日、庄内町にて庄内町梨研究同志会総会が開催され、出席をいたしました。

4 月 2 6 日、庄内庁舎においてチャレンジおおいた国体由布市実行委員会第 2 回常任委員会及び第 2 回総会が開催され、出席をいたしました。

4 月 2 9 日、庄内町にて第 2 8 回黒岳山開きとシャクナゲ観賞登山が開催され、出席をいたし



ました。

5月2日、庄内庁舎にて第1回由布市乾椎茸品評会の表彰式があり、出席をいたしました。

5月11日、挾間庁舎にて平成19年度交通安全祈願祭が挙行され、出席をいたしました。

5月13日、湯布院町にて山桜日本一の里づくり植樹祭が挙行され、出席をいたしました。

5月16日、九重町にて平成19年度日出生台演習場周辺施設整備期成会通常総会が開催され、出席をいたしました。

5月17日、はさま未来館にて平成19年度小さな親切運動挾間支部総会が開催され、出席をいたしました。

5月19日、湯布院町にて湯平温泉祭り献湯祭式典が挙行され、議員各位とともに出席をいたしました。

5月20日、挾間町にて平成19年度挾間町商工会通常総会が開催され、出席をいたしました。

5月22日、挾間庁舎にて全員協議会を開催をいたしました。

5月23日、庄内町にて平成19年度庄内町商工会通常総会が開催され、出席をいたしました。

5月24日、庄内町にて由布市庄内町大分川左岸地域開発促進協議会総会が開催され、出席をいたしました。

5月27日、挾間町にて平成19年度挾間町建設業協会通常総会が開催され、出席をいたしました。

5月29日、佐伯市にて平成19年度大分県市議会議長会第1回理事会が開催され、局長ともに出席をいたしました。

引き続き、第93回大分県市議会議長会定期総会が開催され、副議長、局長とともに出席をいたしました。

5月30日、庄内町にて東庄内地区開発促進協議会総会が開催され、出席をいたしました。同日、はさま未来館にて平成19年度由布市挾間青少年健全育成市民会議総会が開催され、出席をいたしました。

5月31日、挾間町にて平成19年度挾間町内水面漁業振興会総会が開催され、出席をいたしました。

6月4日、庄内庁舎にて由布市学校給食センター建設策定委員の委嘱及び委員会が開催され、出席をいたしました。

6月5日、挾間庁舎にて議会運営委員会が開催され、同席をいたしました。

6月7日、長崎県長崎市ホテルニュー長崎にて第82回九州市議会議長会定期総会が開催され、局長ともに出席をいたしました。引き続き同会場にて九州市議会議長会第1回理事会が開催され、局長とともに出席をいたしました。

以上で報告を終わります。

次に、市長の報告を受けます。

市長（首藤 奉文君） それでは、平成19年3月定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、4月2日、由布市連合消防団の幹部団体への辞令交付式と、団旗引き渡し式を庄内庁舎で行いました。佐藤団長以下755名の団員には、今後も市民の生命と財産を守るべく、消防防災の要となっただくよう期待をしているところでございます。

次に、国道210号線が3月1日から国の直轄管理区間に編入されたことに対しまして、4月16日、国土交通省の道路局長に面会し、お礼を申し上げて参りました。道路局長より、今後は重点整備区間として全面的に協力していくとのお言葉をいただいたところでございます。

4月21日、湯布院駐屯地創立50周年、51周年記念式典に招待を受け、出席をいたしました。

4月21日、16年目を向かえた庄内神楽定期公演が庄内神楽殿で行われました。この定期公演は、年々盛大になっておりまして、今年も市内外から訪れた多くの観客を前に、伝統文化のすばらしさを披露したところでございます。

次に、4月22日、温泉の恵みに感謝する由布院温泉まつり献湯祭が開催されました。当日はあいにくの雨となりましたが、献湯祭やキャンペーンレディの発表会があるなど、温泉という自然の恵みに感謝する地元の方々の熱意を改めて感じるとともに、この豊かな温泉が永遠に由布院の地に恵みを与えてくれるようお願いながら参加させていただきました。

次に、4月26日、国体由布市実行委員会総会が開催され、「チャレンジおおいた国体」由布市実行委員会の会則の改正や、平成19年度の事業計画、さらにはボランティア募集などについて協議が行われました。

4月29日の「昭和の日」には、第28回黒岳山開きが開催されました。シャクナゲはことしは裏年に当たりまして、残念ながら余り多くは咲いておりませんでした。参加者は黒岳の新緑の原生林を満喫されたものと思っております。

5月2日、副市長並びに教育長とともに大分県副知事に就任されました平野副知事にあいさつに行き参りました。

次に5月8日、平成19年度第1回由布市自治委員会役員会が開催され、由布市の自治委員長に庄内町の会長であります佐藤勝弘氏が選任されました。

5月9日、大分県市長会が宇佐市で開催され、出席をいたしました。

5月13日、「山桜日本一の里づくり」植樹祭が湯布院町川上重見で行われました。植樹祭では、オーナーを初め多くの関係者が出席し、山桜や山紅葉などを約2,300本が植栽されました。この取り組みが計画的に実施され、将来真の「山桜日本一の里」が実現すれば、大変すばら

しいことであると期待をしているところでございます。

また、同日由布岳山開き祭が登山口で開催され、多くの登山客でにぎわいました。

次に、5月10日、熊本国税局並びに大分税務署の職員が健康温泉館を訪れ、平成14年2月に税務調査した健康温泉館の消費税に関して、当時の指導に対して誤りがあったため、還付することにしたいが、平成11年度と12年度分の802万6,900円について5年間の時効が成立しており、還付することはできない。ただし、13年度分約338万円については、時効が到来していないので還付したいとの話がございました。この問題に関しましては、由布市としては既に返還請求を行っているところであります。

次に、5月19日、20日の両日、第128回の湯平温泉祭りが開催されました。両日ともに好天に恵まれ、住民手作りの趣向を凝らした数多くの出し物が披露され、観光客など多くの人々に笑い感動を与えておりました。128年の歴史を新たに刻みましたこの由布院温泉まつりが、ますます繁栄しますように心からエールを送りたいと思います。

次に、5月21日、構造改革特区及び地域再生計画の認定授与式が首相官邸において開催されました。由布市は、構造改革特区には「あらかしの郷・ゆふどぶろく特区」を、地域再生計画には「いのちの循環を大切にしたい、住み良さ日本一のまち由布市づくり計画」を申請し、いずれも認定され、安倍総理から直接認定書を授与していただきました。

この認定を契機に、今後は地産地消による農業振興と、オリジナルな商品開発による観光振興などをさらに目指してまいりたいと考えております。

5月22日から24日まで、九州市長会が宮崎市で開催されました。

次に、5月25日、中華人民共和国桂林市永福県の趙徳明書記一行が由布市を訪問されました。永福県は世界的にも有名な長寿の地であることから、高齢者をいたわる精神や地域づくりについて、約1時間懇談をいたしました。

次に、5月27、28の両日、防衛省へ陳情に行ってまいりました。

次に、5月26日、大分県別府県民保健センター由布保健所より市内の幼稚園児から大腸菌O111菌が検出されたとの連絡が入りました。県では早速園内消毒、保護者説明会、検便検査実施等の対応を行いました。その後、市内の保育園、小学校、保護者からも大腸菌が検出されたということから、由布市では6月4日に由布市危機管理対策連絡会会議を開催いたしました。

6月5日には、県の対策本部の設置を受けまして、由布市も市長を本部長とするO111由布市健康危機管理対策本部を立ち上げ、万全の体制を整えたところであります。

しかしながら、感染症対策は県が対応する事項になっておりますので、県の対応が円滑に行われるよう支援する一方、新聞報道で由布市と特定されたことによりまして、市民の不安と注意を喚起するため、情報と予防策を市内の幼稚園、保育園、小中学校、福祉施設に周知したところで

ございます。

6月10日現在で感染者は30名でございますが、初発の方々は既に治癒しておりまして、特に重傷者はございません。今後も慎重に推移を見守りたいと考えているところでございます。

5月29日、スモモ事件にかかわる損害賠償請求住民訴訟事件について、最高裁判所は裁判官全員の意見により、主文として本件は上告審として受理しない。また、申し立て費用は申立人の負担とするという決定をいたしました。

理由としては、「本件は民事訴訟法第318条1項により、受理すべきものとは認められない」との通知内容でございました。

次に、5月30日、由布市内の防災パトロールを実施し、特に危険と思われる9カ所（挟間4カ所、庄内3カ所、由布院2カ所）を現地視察いたしました。今後梅雨時期になりますので、警戒態勢には万全を期したいと考えております。

また、同日大分市の福宗リサイクルプラザの不燃物ピット内で出火、ピット内にあって不燃ごみがくすぶり続けた後に鎮火をいたしましたが、出火原因は中身を出し切っていないスプレー缶が爆発したものと見られております。幸いにも人的な被害はなかったものの、工場では不燃物ピット及び資源プラのピットクレーン並びに電気系統が損傷をし、ごみの搬入はストップしている状況でございます。現在、急ピッチで復旧作業を行っているとの連絡を受けております。

次に、6月5日、全国温泉所在都市協議会の総会に出席いたしました。

翌日の6月6日から7日までは、東京で開催された全国市長会に出席をして参りました。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成19年第1回定例会において採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

副市長（森光 秀行君） 平成19年第1回定例会において採択をされました請願について、その後の処理経過及び結果の概要を、お手元にお配りをしております資料に沿って御報告いたします。

請願受理番号1、件名、市道宇南小松台線改修についてであります。

市道宇南小松台線につきましては、現在いわゆる水足農免道路交差点までの改良工事が終了をしております。請願の部分は、その先の水足小松台間の約400メートルの改修要望でございますが、これについては今後の市道整備計画の中で検討をしております。

次に、受理番号2、件名、市道中村柏野循環線の改良についてであります。

これは、挟間の柏野自治区内の市道の改良改修要望であります。これについても今後の市道整備計画の中で検討をしております。

次に、受理番号4、健康温泉館の存続に関する請願であります。

健康温泉館については、豊富な温泉を利用した市民の健康と福祉の増進施設として設置をしております。この設置の趣旨に沿って今後管理運営のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 請願の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、医療広域連合議会の報告を受けます。大分後期高齢者医療広域連合議会議員、太田正美君。

大分後期高齢者医療広域連合議会議員（太田 正美君） おはようございます。去る19年3月29日に、大分後期高齢者医療広域連合の平成19年度第1回臨時会が大分市の第2ソフィアプラザビル2階、ソフィアホールで開催されました。以下、広域連合と言わせていただきます。この臨時会での議事内容について報告いたします。

まず、日程としましては、今回の議会が広域連合設立以後、初回の議会であることを受け、10時より広域連合議会運営協議会が臨時会に先立ち開催されました。

そこで、指名推薦により議長に市議会議長会の会長市であります大分市から長田教雄氏が、副議長に町村議長会の会長町であります日出町議の辛島有三郎氏が選出されました。

次に、13時より臨時会が開会され、県下18市町村の全26議員中、24名の出席において開会いたしました。なお、招集者であります連合長は、釘宮磐大分市長であります。

それでは、議案について報告いたします。

まず、同意案2件が提出されまして、第1号議案は副連合長の選任に関し議会の同意については、1名は別府市長の浜田博氏、もう1名が玖珠町長の小林公明氏ですか、両名に同意しました。

議案第2号は、監査委員の選任に関して同意を求めることについては、識見を有する者として、別府市の現職の監査委員から由川監査委員と、議会選任の議員からは広域連合の事務所所在の大分市市議会議員の佐藤一裕氏の両名を同意いたしました。

次に、議案第3号は専決処分の報告の承認を求めることについて（平成18年度の広域連合の一般会計予算外あと18件）が上程されまして、全員賛成にて全議案が可決されました。

なお、予算規模の詳細としては、18年度予算が2,731万6,000円であります。19年度予算が6億3,565万5,000円です。なお、予算中の由布市の負担割合は2,153万4,000円で、全体の構成比にして3.389%です。

なお、追加議案といたしまして、議員提出議案が3件上程されました。まず1点目は、広域連合の会議規則の制定について、2号が広域連合の委員会条例の制定について、3号が広域連合長の専決処分事項に関する条例の制定についての3件が上程され、全員賛成で可決されました。

なお、以上の議案は平成20年4月1日より法施行を間近に控え、その準備を目的としたものであります。

その他の会議の詳細につきましては、詳しい資料が事務局にありますので、質疑のある方はお問い合わせをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員（宮崎 亮一君） それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

例月出納検査は、平成19年3月から平成19年5月までの3回にわたって行いました。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成19年3月の例月出納検査の結果を、同条第3項の規定により次のとおり報告いたします。

検査の対象は、助役及び企業管理者の保管する平成19年2月末の現金の有り高及び出納状況であります。検査年月日は19年3月26日に行いました。

検査の結果につきましては、助役及び企業管理者の保管する平成19年2月末現在の現金のあり高及び出納関係諸表の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査いたしました。

その結果、検査資料の計数は諸帳票の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めました。

特に指摘はございませんが、前回検討を求めた資金繰りの見通しの資料について、国保会計等では年末の予算執行見込み等の資料が作成されておりますが、今後はその他一般会計等についても、年間の予算執行の計画的なものの作成ができるかどうかを再検討を求めました。

次に、19年4月の例月出納検査の結果でございますが、検査の対象は19年3月末の現金についてであります。検査年月日は平成19年4月26日に行いました。検査の結果は、19年3月末現在についてでございますが、検査の結果、現金の出納事務が適正に行われていると認めました。

次に、平成19年の5月の例月出納検査の結果についてでございますが、検査の対象は19年4月末の現金のあり高についてであります。検査の年月日は19年5月23日と25日に行いました。検査は平成19年4月末現在の現金について行いました。その結果、検査資料の計数は出納状況調書の計数と一致しておりまして、適正に処理されていると認めました。

また、今回は9カ所の施設について現金の実査を行いました。1番目に、湯布院スポーツセンターについてですが、使用料はその日のうちに金融機関の夜間金庫へ預けられておりまして、そ

の処理は適正でありました。

2 番目に、塚原廃棄物一時保管所でございますが、環境課において確認をいたしました。以前改善をお願いしていた手数料の保管方法については、毎日出納係にお金を入金するようにお願いしておりましたが、改善されておりました。

3 番目は、湯布院振興局地域振興課の出納係であります。

4 番目は、湯布院振興局地域振興課、由布院駅前駐車場でございます。

5 番目が、湯布院健康温泉館でございます。

6 番目が、庄内振興局地域振興課みことピア庄内ほのぼの温泉館でございます。

7 番目は、挾間町 B & G 海洋センターでございます。

3 番目から 7 番目までは、現地にてそれぞれ現地を見て確認しましたが、いずれも適正に管理されておりました。

8 番目に挾間公民館、はさま未来館でございますが、前回検討を求めたトレーニングセンターの利用料の収納につきましては、以前の月 1 回から 2 回に変更されて改善されておりました。

9 番目に、挾間町振興局地域振興課の出納係でございますが、現地にて確認して、適正に管理されておることを確認いたしました。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 例月出納検査の結果報告が終わりました。

#### 日程第 4 . 議案第 1 3 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 4、議案第 1 3 号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についての撤回の件を議題といたします。

本件は、さきの平成 1 9 年第 1 回市議会定例会において観光経済常任委員会に付託し、現在継続審査となっております。

では、市長から議案第 1 3 号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についての撤回の理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） 平成 1 9 年由布市議会第 1 回定例会におきまして、議案第 1 3 号として提案し、継続審査となっております由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正議案を撤回することについて御説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、観光経済常任委員会で議論され、さらに関係する文教厚生常任委員会で慎重に議論された結果、継続審議となっております。

なお、この条例の一部改正は、同定例会において否決されました議案第 1 4 4 号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定についてと関連しております。したがって、継続審査となりま

したこの条例改正案だけでは機能いたしませんので、議案第113号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正議案を撤回させていただくものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についての撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についての撤回の件については、これを承認することに決定をいたしました。

#### 日程第5．請願・陳情について

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

事務局長（二ノ宮健治君） 議会事務局長です。お手元に差し上げてます平成19年第2回由布市議会定例会請願文書表に基づいて御説明を申し上げます。

なお、敬称は省略させていただきます。

受理番号5、件名、生活道路、通称西石松立道を市道認定に関する請願、請願者は由布市湯布院町川南 番地の、西石松自治委員の志手良久、紹介議員は吉村幸治、溝口泰章。

受理番号6、件名、国道210号線天神橋歩道拡幅及び欄干整備に関する請願書、請願者は由布市挾間町鬼崎 番地、鬼崎自治委員池辺静夫外9名、紹介議員は小野二三人。

受理番号7、件名は義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願、請願者は由布市庄内町大龍 番地、代表として佐藤昭治、紹介議員は佐藤郁夫でございます。

今回は陳情はございません。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 朗読が終わりました。請願受理番号5から7までの3件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第6．報告第1号

#### 日程第7．報告第2号

#### 日程第8．報告第3号

#### 日程第10．報告第5号



日程第 1 1 . 諮問第 3 号  
日程第 1 2 . 諮問第 4 号  
日程第 1 3 . 諮問第 5 号  
日程第 1 4 . 承認第 3 号  
日程第 1 5 . 承認第 4 号  
日程第 1 6 . 承認第 5 号  
日程第 1 7 . 承認第 6 号  
日程第 1 8 . 議案第 5 0 号  
日程第 1 9 . 議案第 5 1 号  
日程第 2 0 . 議案第 5 2 号  
日程第 2 1 . 議案第 5 3 号  
日程第 2 2 . 議案第 5 4 号  
日程第 2 3 . 議案第 5 5 号  
日程第 2 4 . 議案第 5 6 号  
日程第 2 5 . 議案第 5 7 号  
日程第 2 6 . 議案第 5 8 号  
日程第 2 7 . 議案第 5 9 号  
日程第 2 8 . 議案第 6 0 号  
日程第 2 9 . 議案第 6 1 号  
日程第 3 0 . 議案第 6 2 号  
日程第 3 1 . 議案第 6 3 号

議長（後藤 憲次君） 次に、本会議に提出されました日程第 6、報告第 1 号平成 1 8 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてから日程第 3 1、議案第 6 3 号平成 1 9 年度由布市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）についてまでの 2 5 件を一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をいただきます案件につきましては、既にお手元にお配りしているように、由布市土地開発公社の経営状況並びに事業計画についての報告 2 件、また一般会計及び特別会計繰越計算書 2 件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問が 3 件、由布市税条例の一部を改正する条例などの専決処分の承認が 4 件、議案関係では由布市営駐車場条例の制

定、由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正、由布市過疎計画の変更や補正予算など14件について御提案を申し上げますが、いずれも市政運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の説明について、御説明を申し上げます。

経営状況の詳細につきましては、お手元の報告書をごらんいただきたいと存じますが、去る5月17日、由布市土地開発公社の理事会が開催されまして、平成18年度の事業報告及び決算が議決されました。同日付で公有地拡大の推進に関する法律の規定に基づき、土地開発公社理事長より監事の意見をつけて、市長あてに平成18年度の由布市土地開発公社の事業報告書並びに決算報告書の提出がございました。

今回、経営状況を説明する書類を地方自治法の規定によりまして議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、御説明を申し上げます。

3月28日開催の由布市土地開発公社の理事会において、平成19年度の事業計画並びに収支予算が議決され、同日付で土地開発公社理事長より市に承認申請があり、3月30日付で承認をいたしました。

今回、地方自治法の規定によりまして、平成19年度の由布市土地開発公社の事業計画に関する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第3号平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

国体準備事業の外10事業について、翌年度に繰り越して使用する金額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成18年度由布市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、今回介護保険制度の改正に伴う電算運用業務費について、翌年度に繰り越して使用する金額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条の2項の規定によりまして報告するものでございます。

次の諮問第3号から諮問第5号までは、人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員は、市長の推薦により法務大臣が委嘱するものでございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

委員の任期は3年であり、主な職務としては人権思想の普及啓発活動、人権相談の受け付けや法律苦情相談等、人権審判事件への対応、その他人権擁護に関すること等でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、現在人権擁護委員として御活躍をいただいております挾間の豊岡陽子氏、挾間の庄討支生氏、庄内の三重野富久江氏の3氏は、平成19年9月30日をもって3年の任期が満了いたします。豊岡陽子氏は引き続き再任推薦を行い、庄討支生氏、三重野富久江氏の後任として、庄内町の半澤秀宣氏、湯布院町の岩尾豊文氏を新たに人権擁護委員に推薦しようとするものでございます。

任期は平成19年10月1日から平成22年9月30日までとなっております。

推薦の3名の履歴等につきましては、お手元に配付をしているとおりでございます。3名の方につきましては、人権に関するこれまでの経験や地域住民からの信望も厚く、地域の実情に熟知され、地域に根ざした活動が期待できる一方、人権相談の適切な処理、人権思想の普及啓発に活発な活動が期待できる方ばかりでございます。人権擁護委員候補として最適任者であると存じますので、御審議をいただく同意を賜りたく御提案を申し上げます。

次の承認3号から承認6号までは、専決処分の承認を求めるものでございます。

まず、承認第3号につきまして御説明を申し上げます。

平成19年3月30日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、由布市税条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第4号について御説明を申し上げます。

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税の免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたため、由布市税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第5号について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法の一部改正によりまして、国民健康保険税医療分に係る限度額が現行の53万円から、平成19年度より56万円に引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第6号について御説明を申し上げます。

平成18年度国庫負担金の収入不足で、老人保健特別会計の赤字が予想されることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成19年度の歳入を繰り上げ補てんすることになるため、平成19年度由布市老人特別会計補正予算(第1号)を編成したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条の第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第50号由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について、御説明を申し上げます。

この施設は、由布院町と湯平村の合併後、湯平地域の支所的な機能として、さらには飲用鉱泉の受注発送業務の事務所、納税組合の税金徴収場所や地区集会施設としても利用されてきました。しかしながら、近年は湯平ふれあいホールが建設され、温泉事務所も老朽化し、利用者が減るなど、温泉事務所の用途に変化が生じ、本来の機能を有しなくなったこと、また、現在地元では湯平温泉場活力創造会議という組織を立ち上げ、湯平地域の再生に向け取り組んでいることから、それに沿った地元管理の施設として利活用されるため、条例の廃止を行うものでございます。

次に、議案第51号由布市営駐車場条例の制定について、御説明を申し上げます。

本条例は、由布市発足後、施行されているところでございますが、湯布院町当時の条文をそのまま由布市に置きかえた内容になっていたことから、現状に即した内容に改め、駐車料金の設定をするなど、本条例の全部改正を行うものでございます。

次に、議案第52号由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について、御説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、今後の由布市の農業農村整備事業を推進するために必要な事項、項目を追加するものでございます。現行の条例では、徴収項目として農地防災事業だけを掲げておりましたが、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、県営計画調査の3項目を追加いたしました。

なお、特別徴収金など、現行の条例をわかりやすくするために、全面改正をいたしました。

次に、議案第53号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、由布市として今後の事業を実施するために必要な項目として、団体営調査設計事業を賦課金の項目に加えるものでございます。徴収率は100分の10以内としております。

次に、議案第54号政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

これは、郵政民営化法の施行及び証券取引法の一部改正により、条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第55号由布市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正について及び議案第56号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、いずれの条例の一部改正につきましては、根拠法であります消防組織法の一部改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第57号由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

今回、経営の許可基準を宗教法人が経営する墓地等が主たる事務所及び主たる事務所を由布市内に有することを条件とするための一部改正でございます。

次に、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

公民館図書室については、社会教育法に基づく公民館活動の一環で、図書館とは別に独立した事業としてこれまで行われてまいりましたが、蔵書の一元化を図り、図書館機能の相互補完を行うため、分館として定めるものでございます。

次に、議案第59号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、御説明申し上げます。

平成19年4月1日から機構改革によりまして、体育振興課と生涯学習課を統合いたしました。このことにより、スポーツ振興審議会の事務局を体育振興課から生涯学習課とするものでございます。

次に、議案第60号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、御説明を申し上げます。

由布市過疎地域自立促進計画の自立促進政策区分の交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に係る市町村道路事業に3路線を追加するための計画の変更を行うものでございます。

次に、議案第61号大分県交通災害共済組規約の変更についてでございますが、これは同組合議員の定数及び選挙の方法について規約の変更を行うものでございます。

次に、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算(第1号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、必要最小限度の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1億578万1,000円を追加して、予算の総額を歳入歳出それぞれ141億4,878万1,000円とするものでございます。

まず、歳出の主なものは、総務費で県の肉づけ予算に伴うバス停の表示板設置をする「コミュニティーバス施設整備事業」及び森林災害時の補償のための保険加入料、民生費では地域社会振興財団から全額補助を受けて実施する「ゆう湯健康事業」並びに現物給付による制度改正のため「乳幼児医療費助成事業」、衛生費では児童公園トイレの屋根修繕費や人体に悪影響を及ぼすマンガンの除去装置を設置するための「給水施設補助金」、土木費では道路美化運動による「市道草刈り補助金」及び緊急を要する3路線の改良事業費を今回計上しております。

また、教育費では、「問題を抱える子供等の自立支援事業」「小学校英語教育ステップアップ事業」「キャリア教育連携推進事業」、これらの事業につきましては、同じく県の肉づけ予算に伴う新規事業でございまして、そのほか国の100%補助をいただき、モデル事業でもあります「地域教育推進事業」や「自治公民館等整備補助金」が主なものとなっております。

次に、財源となります歳入の主なものは、各事業費に伴う国県の補助金や地方債及び他会計が

らの繰入金並びに18年度からの繰越金を財源として見込んでおります。

次に、議案第63号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

主な内容につきましては、平成18年度医療費交付金等精算見込みに伴う支払い基金、国、県、市への返還金並びに一般会計への繰出金の補正でございます。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部長並びに課長から説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(後藤 憲次君) 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は11時15分に再開をいたします。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時15分再開

議長(後藤 憲次君) それでは再開いたします。

これよりただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、日程第6、報告第1号平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、詳細説明を求めます。

総合政策課長(二宮 正男君) 総合政策課長です。報告第1号平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、報告をいたします。

5月17日に由布市土地開発公社の理事会が開催されまして、平成18年度の事業報告及び決算が議決されました。同日付で公有地拡大の推進に関する法律の規定によりまして、市長に提出をいたしました。

これらの書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を、次のとおり提出して報告をいたすものでございます。

平成18年度事業報告、平成18年度貸借対照表、平成18年度損益計算書、平成18年度キャッシュ・フロー計算書、平成18年度財産目録でございます。

詳細を説明いたします。3ページの事業報告でございますが、本年度は新規事業はなく、代用地の借入金の利息の支払いと賃貸事業と、処分業務といたしまして特別養護老人ホーム若葉園用地を市へ売却をいたしました。

続きまして理事会、監査、役員の状況を示しております。

6ページの貸借対照表でございますが、公社の1年間の財政状況を資産、負債、資本金、準備

金で現在高を示したものでございます。資産合計、負債資本合計とも2億3,093万4,541円となっております。

7ページの損益計算書でございますが、1年間の収益と費用を計算するもので、当期純利益は32万8,228円であります。

8ページのキャッシュ・フロー計算書でございますが、1年間の現金、預金の動きをあらわしたものでございます。普通預金の期末残高は450万1,998円であります。

9ページは、販売費及び一般管理費ですが、合計で51万7,809円を支出しております。

10ページは準備金計算書でございますが、当年度末準備金は886万1,703円となっております。全額次期繰越準備金として処理しております。

11ページの財産目録でございますが、資産から負債を差し引いた期末純資産は、2,186万1,703円となっております。

13ページに監査意見書を添付をいたしております。14ページからは、現金の明細書、公有地明細票、固定資産明細表、固定資産明細表、借入金明細書等、財務証憑として附属書類を添付をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出をして、報告をするものでございます。

平成19年度由布市土地開発公社事業計画、平成19年度由布市土地開発公社予算書、平成19年度由布市土地開発公社資金計画でございます。

詳細説明をいたします。1ページの平成19年度由布市土地開発公社事業計画ですが、代行用地と公有用地の借入金利息と市道向原別府線公有地処分が今年度の事業計画でありまして、2,125万9,000円になります。

2ページ、3ページの公社予算でございますが、収益的収入及び支出では、収入では借入金に対する市からの補助金と、市道向原別府線公有地の売却処分が主でありまして、収入合計2,125万7,000円になります。支出は、借入金利子の支払いと市に売却した市道向原別府線の借入金支払いでありまして、支出合計が2,178万1,000円になります。公益的収入支出差し引き額は52万4,000円の損失になると計上しております。

資本的収入及び支出であります。不足する2,130万9,000円は、過年度分及び本年度

損益勘定留保資金として補てんするものとしております。

4ページから10ページは、予算の収益的収入、支出と資本的収入及び支出についての資料説明であります。

11ページ、資金計画ですが、今まで説明した事業についての前年度と本年度について借り入れ資金と支払い資金の資金計画を比較したものであります。

13ページ以降の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書は、予定額として資料として添付をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、報告第3号平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明を求めます。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課、米野でございます。報告第3号平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、これを報告するものでございます。

次ページをお開きください。まず、上に款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、そして左の財源内訳と掲載しております。

まず、一番上の10款教育費、保健体育費の国体準備事業でございます。ラグビー場整備、それから開発行為許可申請に時間を要したことや、土木工事と人工芝整備に分割発注したことによりおくれを生じたということで、繰越額につきましては9,910万円でございます。財源内訳は、9,120万円は合併特例債を充てておりまして、既にもう既収入となっております。それから、国県の支出金が567万7,000円となっております。一般財源22万3,000円でございます。

完成予定は19年の7月10日予定となっております。

次に、農林水産業費の農業費でございます。事業名は農村振興基本計画策定業務でございます。翌年度の繰越額は661万5,000円となっております。すべて国県の支出金となっております。

同じく農業費でございます。農道無田線改良事業でございます。大変失礼しました。上の基本計画の完成予定につきましては、20年3月20日でございます。

次に、農道無田線改良事業でございます。工事の施行承認を得るのに県外の地権者が多く、日数を要したためということで繰り越しとなりました。繰越額1,680万円で、すべて辺地債を財源としております。完成予定は19年7月31日でございます。

次に、8款の土木費の道路橋梁費でございます。道路維持管理事業といたしまして、向原別府



線の北方校区で維持費を繰り越しております。用地取得に伴う附帯工事であるため、用地交渉や附帯工事の設計計画に不測の日数を要したということでございます。繰越額は800万円でございます。すべて一般財源でございます。完成予定は19年5月末となっております。

同じく道路橋梁費で市道富線改良事業でございます。稲作取り入れ後の着手とあわせて、用水路の施工に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。2,240万円の繰り越しに対しまして、すべて過疎債を財源としております。完成予定は19年の5月末でございます。

次に、同じく道路橋梁費で市道山本線改良事業でございます。橋梁上部工が受注生産であり、鉄鋼の需要が多く納品まで数カ月の月日が必要となったためでございます。

繰越額は2,460万7,000円に対しまして、2,460万円の辺地債を充てております。一般財源7,000円をつけております。完成予定は19年の9月末でございます。

次ページをお開きください。同じく道路橋梁費で市道並柳線改良事業でございます。支障電柱に仮設移転が必要となり、不測の日数を要したため繰り越しとなったものでございます。繰越額3,450万円で、すべて国県の支出金となっております。完成予定は19年の5月末でございます。

同じく道路橋梁費で市道時松中央線改良事業、設計が困難だったため、不測の日数を要したということで繰り越しとなっております。繰越額は1,408万3,000円でございます。1,400万円の辺地債を充てております。一般財源を8万3,000円つけております。完成予定は19年の6月末となっております。

次に、同じく道路橋梁費で津江橋の改良事業でございます。所有権移転登記に伴う境界確認や手続等に不測の日数を要したため、繰り越しとなっております。繰越額は2,200万円で、これは防衛交付金事業でございまして、1,060万円の国県支出金がついております。一般財源は140万円ついております。完成予定が19年の5月末となっております。

次に、3項の河川費でございます。岳本水路改良事業でございます。これも電柱の移転や湧水処理の対策に不測の日数を要したため、繰り越しとなっております。繰越額は1,887万円となっております。すべて国、県の支出金となっております。

最後に、公共土木施設災害復旧費でございます。土木災害で翌年度繰越額は1,635万3,000円となっております。国、県支出金が1,010万円、それから地方債500万円、現年補助災害復旧事業債を充てております。一般財源125万3,000円となっております。

すべて合計は、翌年度繰越額が2億7,332万8,000円、それから財源といたしまして既収入特財、先ほど言いました合併特例債が9,120万円既に入っております。それから、国県の支出金が8,636万2,000円、地方債が8,280万円、一般財源1,296万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、報告第5号平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長の飯倉です。それでは、報告第5号平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての説明でございます。

10ページを説明をさせていただきます。繰越計算書につきましては、医療保険制度改正に伴う介護保険システム改正についてソフト開発のおくれからの年度内の執行が困難なためでございます。

財源につきましては、国費で943万円補助金が入ってきます。588万2,000円につきましては、一般会計繰入金ということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第11、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、詳細説明を求めます。

人権・同和対策課長（加藤 康男君） 人権・同和対策課長です。諮問第3号から4号、5号につきましては、同趣旨でございますので、一括して説明させていただきます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

3名の人権擁護委員の任期が平成19年9月30日をもって満了するため、諮問第3号の豊岡陽子氏につきましては、再任の推薦をしたいとさせていただきます。

諮問第4号の半澤秀宣氏につきましては、前人権擁護委員の後任として新たに人権擁護委員として推薦をしたいとさせていただきます。

5号につきましても、新たに人権擁護委員として岩尾豊文氏を推薦したいとさせていただきます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長です。承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法の第179条第1項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、報告し、承認を求めるとさせていただきますが、今回は大きな税制改正はございませんでした。お手元に地方税の一部を改正する法律の概要というものをお配りしております。これに基づいて説明をいたしたいと思います。

166回の通常国会で19年2月6日、法律第4号で制定をいたしております。大きな改正は、上場株式の配当、剰余益に係る軽減税率の適用期限の延長です。現在、適用期限が行っております。これを平成21年3月31日まで1年間延長したいということです。

続いて、住宅のバリアフリーの改修に係る固定資産税の特例措置の創設ということでございますが、これが新たに出てきました。これにつきまして、平成22年3月31日までの3年間について適用するというところでございます。

3つ目の大きな柱が、たばこ税につきましては、現在は附則でうたっております。当分の間という附則でうたっておりますが、これが本則に税率が改正されると、この3つが主な改正でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第15、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長です。承認第4号につきまして、専決処分のいたしておりますので、説明をいたします。

お手元の法律の概要の下の方ですが、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する省令がありました。19年3月30日に省令第47号で公布されております。山村振興と過疎地域について、現由布市は適用されます。これが平成21年の3月31日までの2年間の延長をいたしております。

ちなみに、現在由布市で適用しておるのが、過疎地域自立促進法第31条を適用しておる企業がございます。庄内地域でございますエムケイシステムがこの省令を適用しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。飯倉です。承認第5号専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

専決処分書、由布市国民健康保険税条例の一部改正について、地方税法の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税医療分の賦課限度額の引き上げる必要が生じたためでございます。

条文の次のページに新旧対照表がございます。これに基づいて説明をさせていただきます。地方税法第107条の4等の見直しに伴いまして、課税額第3条保険税の減額、第14条の基本課税額53万円を56万円、3万円をアップということで改めることでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、承認第6号専決処分の承認を求めることについて

「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」の詳細説明を求めます。保険課長。保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長の飯倉です。承認第6号専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。

専決処分書、平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）、理由といたしましては、平成18年度由布市老人保健特別会計で主に国保負担金が歳入予算に比べ不足を来し、赤字が想定されたためでございます。

平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

ページ数につきましては、15ページ、6ページでございます。歳入歳出はこれ伴っておりますので、同時進行で説明をさせていただきます。医療給付費の削減につき繰り上げ充当を行い、18年度処理額でございます。歳入歳出それぞれ672万3,000円を追加をし、歳入歳出それぞれ48億6,176万5,000円と定めるものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第18、議案第50号由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について、詳細説明を求めます。どうぞ。

契約管理課長（長谷川澄男君） 契約管理課長の長谷川です。それでは、私の方から議案第50号由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について、詳細説明をさせていただきます。

まず、この施設につきましては、昭和51年に建築されまして、去年は指定管理者ということで条例の改正も行ったところでございます。しかしながら、老朽化等から今後の維持管理に不安があるということで、指定管理者の同意が得られず、その後も地元自治区と善後策を協議してまいりました。

一方、平成17年6月に湯平温泉場活力創造会議という組織が立ち上がりまして、現在県の合併地域活力創造会議特別対策事業というそういう事業を活用しまして、共同浴場、旅館、商店等の施設をリニューアルしておりまして、湯平地域の再生に取り組んでおります。今年度、平成19年度は3カ年の最終年ということで、湯平温泉事務所の真下にございます金の湯の改修が計画をされております。

温泉事務所の用途も変化が生じまして、本来の機能を有しなくなったということから、県の支援を受けやすく、また円滑な事業ができるように共同浴場と一体となった施設として活用してもらうため、この条例を廃止しまして普通財産とするものでございます。

なお、地元との協議につきましては、これまで数回自治区の役員さんへ報告もしております。さらに先般湯平の区民とも総会で普通財産へ変更する旨の報告をし、湯平区として了承する旨の返答をいただいております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第19、議案第51号由布市営駐車場条例の制定について、詳細説明を求めます。どうぞ。

契約管理課長（長谷川澄男君） それでは、続きまして議案第51号由布市営駐車場条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

まず、この条例につきましても、新規の条例でありながら条文に削除等の表現がされているということで、最初の議会の方でも条例内容の不適切さを指摘されたところでございます。また、駐車料の料金ですね、これ使用料が漏れていたことが判明したことから、条例の全面改正を行うものです。

なぜ使用料の料金表が漏れたかにつきましては、合併のときの取り決めで、料金にかかわる分は今までの使用料手数料条例に定めるのではなくて、いわゆる本条例ですね、駐車料条例ならその条例に料金を織り込むということで、合併前に統一をした事項になっておりました。このため、使用料手数料からは金額を削除したんですが、本条例の市営駐車場条例に料金を盛り込むべきところが漏れていたというのが、このような事情になってると思います。

このようなことから、今回の条例の全面改正に当たりましては、使用料を盛り込むことを最優先としまして、料金の見直し等は行っておりません。前の条例と、現行の条例と若干違っているところは、野田駐車を1から3号ということで分けたことと、月の途中で解約の料金に触れてなかった部分がありましたので、新たにこの部分を盛り込んだということで、若干修正を加えているようになっております。

それから、駐車場の位置については、先ほど最初に位置図で図面でお渡ししておりますが、3カ所のその位置のとおりでございます。駐車場の箇所につきましても、現行どおりの箇所となっております。

それから、料金につきましても、湯布院町のときの金額で現在既にこの金額でお金をいただいていることから、同額としております。

有料の駐車場の区画につきましては、野田1号が22区画、2号が12区画、3号が19区画で、1号、2号につきましては2,300円、それから3号については1,750円が月額となっております。

それから、駅前駐車場については、54区画でございます。料金の設定のないまま使用料を徴収していたということから、附則では使用料金の規定は遡及しまして、17年11月1日からの適用としているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第20、議案第52号由布市営土地改良事業分担金徴収条例の制定について、詳細説明を求めます。どうぞ。

農政課長（野上 安一君） 農政課長です。議案52号の由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定についての御説明を申し上げます。

これまでは旧町の継続事業で県営事業等は実施、継続事業等は実施されておりましたが、19年度以降本格的に大分県の支援をいただきまして、県営の土地改良事業を実施していくための条例改正でございます。この改正につきましては、従来合併前の条例ではため池のみの農地改修の徴収条例でございましたが、今回次の点を追加したいということで考えております。

資料の最後のページでございますが、別表の第3条をごらんいただければと思います。これまでは農地防災事業、これため池の防災関係でございましたが、100分の15のみの条例関係でございました。今回新たにかんがい排水対策事業、農村振興総合整備事業、経営計画調査事業の3項目を追加したいということを考えております。

かんがい排水につきましては100分の15以内、農村振興総合整備事業につきましては、100分の25以内、経営計画調査事業については100分の15以内という形で徴収を新たに条例の改正をお願いしたい。

なお、内容を一部修正いたしまして、全面改正という形で以上の3項目を追加させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第21、議案第53号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（野上 安一君） 議案第53号の由布市営土地改良事業に要する賦課徴収に関する条例の一部改正につきまして、詳細に御説明いたします。

提案理由につきましては、今後19年度以降本格的に由布市の農業農村整備事業の推進を図るために、条例の改正をお願いしたいと考えております。

主な内容につきましては、新旧対照表を見ていただければと思います。新たに改正案の4の、(4)の方でございますが、新たに団体営調査設計事業、事業費の100分の10以内を挿入をさせていただきたいというふうに考えております。

これにつきましては、事業に伴います基本設計につきましては、対象事業で実施いたしますが、事業認定に向けてのさまざまな調査が今必要になってきてます。これにつきましても、100分の10以内で地元の方をお願いをしたいということで、今回条例改正で追加をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第22、議案第54号政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。それでは、議案第54号について御説明申し上げます。

政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由にありますように、郵政民営化法及び証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の整備を行うものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。2条の第4号でございます。まず最初に、その預金（当座預金及び普通預金を除く。）というところについては、改正はございません。その後に、「及び」という文言を挿入させていただきまして、その後貯金（普通預金を除く。）これについても変更がございません。その後に、預金及び貯金の額ということに改正するものでございます。

改正案のその一番最後の預金及び貯金というのは、この貯金は郵便貯金を除いた貯金ということで御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、第5号でございますけれども、現行では金銭信託の元本の額という条項がございましたけれども、この5号につきましては6号に包含されるということになりましたので、この5号を削除して6号が5号に繰り上がります。そして、アンダーラインを引いておりますけれども、「証券取引法」というものが「金融商品取引法」に改正されると。

以下の号については、順次繰り上がるということで、よろしく御願い申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第23、議案第55号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長の二宮でございます。議案第55号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についての説明をいたします。

平成18年法律第64号により、消防組織法の一部改正がなされ、それに伴う条例の整備でございます。

次のページに新旧対照表をごらんください。現行の第1条消防組織法の括弧の後ろ、「第11条」が、改正案では「第10条」というふうに改正されております。この10条以降、条文についてはすべて繰り上がっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第24、議案第56号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。どうぞ。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 防災危機管理室の佐藤です。議案第56号について御説明

をいたします。

由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、今回の改正は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の一部の改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

第1条中、現行「第15条」を「第18条」に改めるものです。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第25、議案第57号由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について、詳細説明を求めます。どうぞ。

環境課長（平野 直人君） 環境課長です。議案第57号由布市墓地埋葬地等に関する法律施行条例の一部改正についてでございます。

提案理由の説明ですが、宗教法人等が経営する墓地等の許可基準を変更するためのもので、主たる事務所、従たる事務所を由布市内に有することを条件とすることを新たにつけ加えたものでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第26、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長でございます。議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、提案理由といたしましては、図書館法の規定に基づき総合的な事業を行うためでございます。

新旧対照表で説明いたします。まず、これは今ある庄内、由布院の公民館にあります図書室を分館とすることでございます。新旧対照表にあります。由布市立図書館、由布市挾間町挾間104番地の1、今由布市立挾間図書館であります。由布市立図書館といたします。それから、由布市立図書館庄内分館でございますが、由布市庄内町西長宝420番地、これは庄内の公民館でございます。由布市立図書館由布院分館とあります。由布市由布院町川上3758番地の1、これ湯布院町公民館にある図書室でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第27、議案第59号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、詳細説明を求めます。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長です。議案第59号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、提案理由といたしましては、機構改革によるためでございます。

新旧対照表をお願いいたします。今まで、昨年度までありました体育振興課に審議会の事務局を体育振興課に置くということでしたが、これを生涯学習課に置くということをお願いしたいと思います。



以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第28、議案第60号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、詳細説明を求めます。

総合政策課長（二宮 正男君） 総合政策課長です。議案第60号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、詳細説明をいたします。

由布市過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分の市道道路事業に、新たに3路線を追加するものでございます。

次ページをお開きください。計画の変更のところでございますが、新たに市道蛇口畑線、瀬口竹の中線、瀬口中尾宗寿寺線の3路線を新たに追加して計画を変更を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第29、議案第61号大分県交通災害共済組合規約の変更について、詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。それでは、議案第61号について御説明申し上げます。

大分県の交通災害共済組合規約の変更についてということでございますが、提案理由にありますように、共済組合の議員定数及び選挙の方法を見直すために改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが、まず第5条でございます。組合の議員を現行11人を、変更後は8人、3名減ということに改正するものです。

続きまして、第6条でございますけども、選挙の方法をうたっております。現行は組合長及び副組合長を除く組合構成団体の長をもって充てると。ただし、町村においては郡町村会長の職にあるものというふうになってますが、改正後につきましては、町の中から次の各号に定める区分により互選するというように変わりました。

1番目が組合団体の市長の中から6人、それから組合団体の町村長の中から2人ということに改正するものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。午後は13時から再開します。

午後0時00分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） それでは再開いたします。

次に、日程第30、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 財政課長です。それでは、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

今回の補正は、緊急的なものだけの補正でございまして、歳入歳出それぞれ1億578万1,000円を追加いたしまして、総額を141億4,878万1,000円にお願いするものでございます。

12ページをお開きください。まず、歳出から御説明いたします。今回の給料、職員手当等の補正につきましては、4月の人事異動に伴います調整を行っております。まず1款の議会費でございまして、旅費で議会運営委員さんの視察研修旅費を追加いたしております。

次に、13ページをお開きください。2款の総務費で財産管理費の役務費でございまして、森林保険更新に伴う保険料でございまして、これは当初漏れていたということで、次に委託料でございまして、温泉掘削事業につきましては、下の15節の工事請負費と組みかえをいたしております。それから、施設清掃管理につきましては、小野屋駅の公衆トイレの清掃管理委託料でございまして、

14ページをお開きください。企画費でございまして、委託料で県の肉づけ予算に伴いますバス停表示板整備事業を新規でございまして、

15ページをお開きください。知事県議会議員選挙費でございまして、それと9目の参議院選挙費、これはすべてその目内の中で組みかえを行っております。

19ページをお開きください。民生費でございまして、母子福祉費で負補交で母子寮措置費を追加いたしております。現行は1世帯分を予算計上しておりましたが、新たに1世帯分ふえるということで追加いたしております。

それから、21ページをお開きください。4款衛生費でございまして、保健衛生総務費の中の19節負補交でございまして、ゆう湯健康事業補助金、これは地域社会振興財団よりいただく補助金でトンネル事業でございまして、内示が当初予算に間に合わなかったということで、今回新規で上げております。旧湯布院町時代からの長寿社会づくりのソフト事業でございまして、

それから、母子保健費の中の委託料でございまして、電算運用業務といたしまして、10月より乳幼児医療の現物給付による作業開始のための電算委託料でございまして、

22ページでございまして、環境衛生総務費、19の負補交でございまして、施設整備事業補助金、これは給水施設の補助金でございまして、上淵、時山水道組合の補助金、人体に悪影響を及ぼすマンガンが出ているということで、マンガン除去装置の設置工事補助金でございまして、新規で上げております。

23ページをお開きください。5款の労働費でございまして、労働諸費で委託料と19節の負補交、これは一応組みかえをしております。当初予算で、施設管理委託料では悪いということ指摘されまして、今回組みかえております。

24ページでございます。6款の農林水産業費で水産業振興費の負補交で、内水面フォーラム負担金、大分市、由布市、それから大分漁協、県とそれぞれ負担金を出し合いまして、中洲賀グラウンドでフォーラムを開催するそうでございます。

それから、26ページをお開きください。7款の商工費の観光費で委託料、施設清掃管理委託料でございます。城ヶ原農村公園の芝管理の委託料でございます。

それから、26ページ8款の土木費でございます。土木総務費で27ページをお開きください。負補交で市道草刈り補助金を今回新規で上げております。行革の一環で当初では補助金カットされましたが、各自治委員さんの強い要望により、今回計上いたしております。

それから、道路新設改良費でございます。これにつきましては、目で一応新規で橋梁部分が崩壊寸前という緊急を要することで、長湯庄内湯平線の工事を計上いたしております。国交省の交付金事業でございます。

このほかに防衛庁の調整交付金事業で前徳野岳本線、これをまず長湯庄内湯平線につきましては、工事請負費で2,197万円でございます。それから、前徳野岳本線につきましては、2,000万円の工事費でございます。

それから、13の委託料につきましては、測量設計で長湯庄内湯平線が610万円、前徳野が150万円でございます。それから、立木伐採業務につきましては、日出生台塚原線の伐採業務委託料でございます。

それから、29ページをお開きください。10款の教育費でございます。事務局費で13節の委託料を除く7節賃金から18節備品購入費までにつきましては、問題を抱える子供との自立支援事業で、それぞれ振り分けて計上しております。

それから、委託料につきましては、小学校英語教育ステップアップ事業、それからキャリア教育連携推進事業、それぞれ新規となっております。これも県の肉づけ予算後に確定した事業でございます。

それから、31ページをお開きください。社会教育総務費でございます。7節の賃金から14節の使用料及び賃借料まででございます。国のモデル事業でございまして、100%補助で地域協育、協は農業協同組合の協ですね。協育推進事業でございます。

それから、19節の負補交につきましては、自治公民館等の整備補助金で、旧挾間地区のサニータウン挾間自治区でございます。

33ページをお開きください。保健体育総務費でございます。賃金につきましては、その下の体育施設費の委託料と組みかえを行っております。それから、体育施設費で需用費の修繕費につきましては、湯布院スポーツセンターイベント広場の修繕工事費でございます。それから、備品購入につきましては、挾間海洋センターの温水プールのプールクリーナーが壊れたということで、

買いかえとなっております。

歳出は以上でございます。

次に、財源となります歳入でございます。8ページをお開きください。14款の使用料及び手数料でございますが、500万円のマイナスとなっております。これは、当初で指定管理制度にならなかった場合、入ってくる分をここで計上していましたが、城ヶ原公園につきましては、指定管理ということでここで減額させていただいております。

国、県の支出金につきましては、それぞれの補助割合に応じて調整を行っております。特に一番下の教育費国庫委託金は、先ほど言いました歳出で言いました地域教育推進事業の委託金でございます。

9ページをお開きください。県支出金につきましても、総務費県補助金、県の肉づけ予算で入ってくるものでございます。

それから、教育費の委託金も、先ほど申し上げました、歳出で申し上げました小学校英語教育ステップアップ事業と、キャリア教育連携推進事業、それから問題を抱える子供等の自立支援事業の県の肉づけ予算によるものでございます。

次に、10ページでございます。繰入金、19款繰入金でございます。これは、老人保健特別会計からの繰入金でございます。老人特会の18年度決算によります法定繰入金より余った分を一般会計に戻す分でございます。

それから、20款の繰越金につきましては、特別交付税が3月30日の最終をもって内示がございました。それで、結構延びておりますので、ここで補正財源といたしまして計上させていただいております。

11ページをお開きください。市債の土木債でございます。道路整備事業債でございます。先ほど申し上げました国交省の交付金事業の長湯庄内湯平線に充当いたしております。起債の種類は合併特例債となっております。

5ページをお開きください。今回地方債の補正の変更でございます。道路整備事業債の長湯庄内湯平線に充当いたしました1,280万円を追加いたしております。起債の種類は今申し上げました合併特例債となっております。

以上で説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第31、議案第63号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。議案第63号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明をいたしたいと思っております。

6ページ、歳出の方から説明をしたいと思っております。18年度精算見込みに伴う返還金の計上で

ございます。償還金といたしましては、支払い基金と県に返すお金でございます。それと、一般会計繰出金の方に返す、先ほど説明したとおりでございます。

それと、歳入につきましては、18年度精算見込みに伴う返納金でございます。これは、国庫と支払い基金事務費に支払う負担から入ってくるお金でございます。

歳入歳出それぞれ2,378万1,000円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ48億8,554万6,000円と定めるものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

・ ・

議長（後藤 憲次君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。なお、本日上程されました各議案の質疑につきましては、6月15日の本会議で行います。発言通告の提出締め切りは、前日の14日、正午までとなっております。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後1時20分散会